

一般社団法人 水戸観光コンベンション協会コンベンション助成金交付要項

(趣旨)

第1条 一般社団法人水戸観光コンベンション協会（以下「協会」という。）は、コンベンションの開催により、水戸市への経済波及効果をもたらし、本市のイメージアップ、観光産業の振興及び地域の活性化を図ることを目的に、本市でコンベンションを開催する主催者に対して予算の範囲内において、コンベンション助成金を交付するものとし、その交付については、この要項の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において、「コンベンション」とは、学会、大会、会議、順位を決する公式スポーツ大会又はこれらに準ずるものをいう。

2 この要項において、「助成金」とは、コンベンション開催助成金（以下「開催助成金」という。）及びコンベンション開催に際し主催者が負担する特定の経費を対象とするコンベンションおもてなし助成金（以下「おもてなし助成金」という。）をいう。

(交付の対象)

第3条 開催助成金の交付対象とするコンベンションは、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものをいう。

(1) 開催される場所が水戸市内であること。

(2) 名称、参加者の募集範囲等から関東ブロックと同等以上の地域を対象とするコンベンションと認められるもの。

(3) 水戸市内及びその周辺の市町村において定期的に行われるものでないこと。ただし、参加者総数 100 名かつ県外参加者 50 名以上の全国規模のコンベンションを除く。

2 おもてなし助成金の交付対象とするコンベンションは、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものをいう。

(1) 開催される場所が水戸市内であること。

(2) 名称、参加者の募集範囲等から関東ブロックと同等以上の地域を対象とするコンベンションと認められ、参加者総数が 100 名以上のもので、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの。

ア 県外参加者が大会参加者総数の 2/3 以上（算出するにあたり、端数が生じる場合は小数点以下を四捨五入する。）を占めるもの。

イ 県外参加者数が 300 名以上のもの。

(3) 水戸市内及びその周辺の市町村において定期的に行われるものではないこと。

(4) バス借り上げ及びアトラクション実施の経費を主催者が負担するもの。

3 次のいずれかに該当するコンベンションは助成金の交付対象としない。

(1) 国又は地方公共団体が主催するもの。

(2) 水戸市から補助金等の交付を受けているもの。

- (3) 不特定多数の者から入場料を徴収する等興業及び営利を目的とするもの。
- (4) 特定の宗教の布教・勧誘又は政治的な宣伝・主張を目的とするもの
- (5) 公序良俗に反するもの。

(助成金の額)

第4条 開催助成金の額は、別表1に掲げる基本助成額と宿泊者加算額とする。

- (1) 別表1に規定する宿泊者数は、当該コンベンションの県外参加者のうち、市内宿泊施設への宿泊者数とする。ただし、第8条第2項の規定により、コンベンション参加者数をもとに算定した数を宿泊者数とみなすことができる。
 - (2) 前条第1項第3号ただし書きに定める例外規定に該当するコンベンションについては、開催助成金の額に1/2を乗じた額を限度額とする。
- 2 おもてなし助成金の額は、別表2に掲げる額とする。
- 3 助成金の額は、別表1及び別表2に定める限度額に関わらず、開催助成金の額、おもてなし助成金の額、又は開催助成金とおもてなし助成金を合算した額が、当該コンベンションの開催費用の1/2を上回ってはならない。また、助成金を算入することにより収入額が支出額を超えることとなる場合は、収支が一致することになる額を限度額とする。

(交付の申請)

第5条 開催助成金及びおもてなし助成金の交付を受けようとするコンベンション主催者（以下「主催者」という。）は、開催の1カ月前までにコンベンション開催助成金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を水戸観光コンベンション協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- 2 別表1に定める宿泊者加算額の交付を受けようとする主催者は、当該コンベンションを開催する前年の9月末日までに、あらかじめコンベンション計画書（様式第2号）を会長に提出しなければならない。
- 3 第1項及び第2項に規定する申請は、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
 - (1) 大会概要等の当該コンベンションの内容が分かる資料
 - (2) 当該コンベンションに係る収支予算書
- 4 申請書の提出において主催者と支払先口座名義人が異なる場合は、主催者は、申請書とあわせて委任状（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 会長は、助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは交付を決定し、コンベンション助成金交付決定通知書（様式第4号）を主催者に通知する。

- 2 会長は、前項の決定に条件を付することができる。
- 3 会長は、第1項の決定のため、必要に応じ、主催者に対し報告及び資料の提出を求めること（以下「報告等」という。）ができる。

(申請内容の変更等)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた主催者は、交付決定後においてその事業内容を変更又は中止する場合には、コンベンション助成金交付変更・中止申請書(様式第5号)に変更又は中止の内容が確認できる書類等を添えて会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、コンベンション助成金交付変更・中止決定通知書(様式第6号)を主催者に通知する。

(実績報告)

第8条 主催者は、コンベンションが終了したときは、速やかにコンベンション助成金交付実績報告兼主催者アンケート(様式第7号)、コンベンション助成金請求書(様式第8号)(以下「請求書」という。)に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

(1) 大会プログラム等の当該コンベンションの内容が分かる資料

(2) 当該コンベンションに係る収支決算書

(3) 交付を請求する加算及び助成に応じ次項以降に掲げる証明書類

2 宿泊者加算額の交付を受ける場合は、主催者宿泊証明書(様式第9号)と宿泊者名簿を請求書に添付しなければならない。宿泊者名簿には、氏名、居住都道府県、宿泊ホテル名を記載しなければならない。ただし、宿泊者名簿の提出が困難な場合には、氏名、居住都道府県を記載した参加者名簿等を宿泊者名簿に代えることができ、この場合は参加者名簿中の県外参加者数に30/100を乗じた人数を宿泊者数とみなすものとする。

3 バス助成の交付を受ける場合は、バス会社等が発行した主催者名義の領収書の写しを請求書に添付しなければならない。また、エクスカーションの催行にバスを利用した場合はエクスカーションの実施プログラムを添付しなければならない。

4 アトラクション助成の交付を受ける場合は、報酬に関する主催者が発行した領収書又は、アトラクション実施者の押印のある受領書の写しを請求書に添付しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第9条 会長は、前条に関係する報告を受けた場合には、その報告に係る成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金を交付するものとする。

2 会長は、前項の決定のため、主催者に対し報告等を求めることができる。

(助成金の交付決定の取り消し・返還請求)

第10条 会長は、助成金の交付の申請及び実績報告の内容に虚偽、錯誤または遺漏があると認められたとき、交付条件に違反するものと認められるとき又はこの要項に基づく会長の報告等の求めに主催者が適切に対応しないときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 助成金の交付後において、前項の申請内容に虚偽、錯誤または遺漏があると認められたと

き、交付条件に違反するものと認められるとき、交付した助成金の額が当該コンベンションの開催費用の1/2を上回った場合、若しくは交付額を算入することにより収入額が支出額を超えることとなる場合、又はこの要項に基づく会長の報告等の求めに主催者が適切に対応しないときは、期限を定めて交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

3 会長は、前各項の決定のため、主催者に対し報告等を求めることができる。

(助成金の経理等)

第11条 主催者は、当該助成金の交付を受けて開催したコンベンションに係る経理を他の経理と区分し、その収支を明らかにしておくほか、帳簿及び証拠書類を当該コンベンションの終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(協会からの支援に係る宣伝協力)

第12条 主催者は、当該助成金の交付を受けてコンベンションを開催する場合には、協会から支援を受けた旨を当該コンベンションに係る資料、告知、案内文若しくは会場に掲げる看板等に表示するよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、令和元年8月1日から施行し、水戸観光コンベンション協会コンベンション開催助成金交付要項(平成26年5月1日制定)は廃止する。

(経過規程)

2 この要項の施行の日における水戸観光コンベンション協会コンベンション開催助成金交付要項に基づく助成金交付に係る申請その他の行為は、この要項の相当規定によってなされたものとみなす。

3 看板作成加算額に関する規定は、令和2年3月31日をもって廃止とし、令和元年度中に開催されるコンベンションに限り当該規定の適用を受けられるものとする。

附 則

(施行期日)

4 この要項は、令和2年4月1日から施行し、看板作成加算に関する規定は令和2年3月31日をもって廃止し、条文等削除する。

(経過規程)

5 この要項の施行日前に作成又は交付した各様式用の紙は、同日以後においても、所要の補正を行うことにより使用することができる。

別表 1 (第 4 条関係)

開催助成金		
1日あたりの最大参加者人数	①基本助成額	②宿泊者加算額
50名以上	10,000円	名称, 参加者の募集範囲等から全国規模の地域を対象とするコンベンションの県外参加者のうち, 宿泊名簿に記載された市内宿泊者数に1名あたり500円を乗じ, 最大で400,000円を限度とする金額を基本助成額に加算する。 宿泊者名簿の提出が困難な場合は, 参加者の氏名, 居住都道府県を記載した参加者名簿等の県外参加者数に30/100を乗じた人数を宿泊人数とみなし, 1名あたり500円を乗じ, 400,000円を限度とする金額を当該コンベンションの基本助成額に加算する。
200名以上	20,000円	
300名以上	30,000円	
500名以上	50,000円	
1,000名以上	100,000円	

※①基本助成額：当該コンベンション開催1カ月前までに申請書を提出

※①基本助成額及び②宿泊者加算額：当該コンベンション開催前年度9月末日までにコンベンション計画書を提出

別表 2 (第 4 条関係)

おもてなし助成金	
バス助成	<p>対象となるバスの経費は, 水戸市内で開催されるコンベンションで, 会場間の移動等(水戸駅から会場までの移動も含む。)あるいはエクスカーション(エクスカーションのコースで立ち寄る場所に水戸市内の観光施設が1か所以上含まれているものに限る。)に使用するバスの借り上げ経費とする。なお, 借り上げのバスは, 協会内のコンベンション部会会員のバスを利用する場合に限るものとし, バス借り上げ費用の2分の1以内で30,000円を限度とする金額とする。</p>
アトラクション助成	<p>対象となるアトラクションの経費は, 水戸市内で開催されるコンベンションで, レセプション等におけるおもてなしの一環としてなされる茨城県内在住又は水戸市にゆかりがある人物又はグループが実施する芸能の披露に対する報酬(輸送費等の実費は含まない。)に限るものとし, 芸能の披露に係る費用の2分の1以内で20,000円を限度とする金額とする。</p>

※ 当該コンベンション開催の1カ月前までに申請書を提出